

公正取引委員会からの排除措置命令について

2024年5月22日

株式会社松浦商店

代表取締役社長 松浦 浩人



株式会社松浦商店は、2023年1月17日に、名古屋市が発注する「スクールランチ」に係る入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

このたび2024年5月22日付けで同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、以下の通りお知らせいたします。

お客様及びお取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ深刻に受け止め、引き続き法令遵守と再発防止の徹底に取り組み信頼の回復に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要

名古屋市が発注する「スクールランチ」の入札に関して、過去に独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったことについて、現在は違反行為が消滅している旨を確認し、今後再発防止のために必要な措置を講じること

2. 課徴金納付命令の概要

- 納付すべき課徴金の額：3,865万円
- 納付期限：2024年12月23日

なお、弊社は、課徴金減免制度及び調査協力減算制度により、課徴金の30%の減額が認められております。

以上